

# 最近の動き

- 1 - 1 地球温暖化対策に係る国際的な動き ..... 1
- 1 - 2 2000年度（平成12年度）温室効果ガスの  
排出量について（概要） ..... 11
- 1 - 3 既存関連税に係る動き ..... 18

## 地球温暖化対策に係る国際的な動き

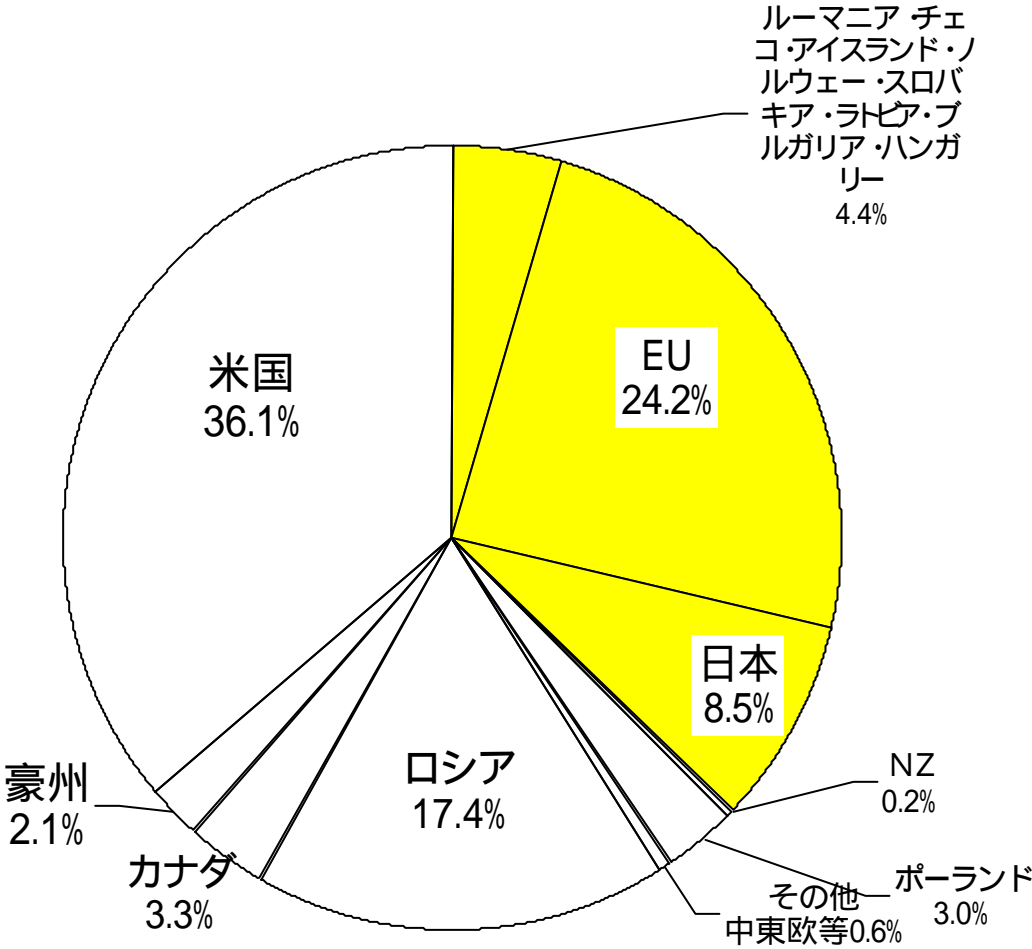
- 京都議定書の発効要件
- 京都議定書の締結に向けた各国の動向について
- 京都議定書の署名国と締約国
- 持続可能な開発に関する世界首脳会議実施計画  
気候変動関係パラグラフ（日本語仮訳）
- 持続可能な開発に関する世界首脳会議実施計画  
気候変動関係パラグラフ（原文）

# 京都議定書の発効要件

以下の両方の条件を満たした後、90日後に発効。  
55ヶ国以上の国が締結  
締結した附属書 国の合計の二酸化炭素の1990年の排出量が、全附属書 国の合計の排出量の55%以上

2002年9月17日現在で、93ヶ国と欧州共同体が京都議定書を締結済み。また、締結した先進国の排出量の合計は37.1%。の要件を満たすためにはさらに17.9%の先進国の締結が必要。

1990年の附属書 国の二酸化炭素排出割合



(出典：COP3前に各国から提出され、条約事務局が集計したデータに基づき、環境省が作成)

## 京都議定書の締結に向けた各国の動向について

9月17日現在で、93ヶ国と欧州共同体が京都議定書を締結済み。各国の締結に向けた準備状況は以下のとおり。

**附属書 国**（締結済み国の排出割合は、9月17日現在 37.1%）

### 1 ロシア

9月3日、カシャーフ首相は、WSSDスピーチにおいて「京都議定書を批准するべく準備中であり、近い将来批准するであろう」と述べた。

9月3日、プーチン大統領は、モスクワでドイツ・ラウ大統領と会談後記者会見を行い、「ゆくゆくは京都議定書を批准する意向であるが、専門家レベルでの課題が残っている」と述べた。（タス通信）

### 2 ポーランド

8月22日に大統領の署名を終えたところ。近く寄託手続を行い議定書締結の見込み。

### 3 カナダ

9月2日、クレエティン首相は、WSSDスピーチにおいて「州政府、各主体と協議を行い、京都議定書の目標達成のための実施計画を策定中である。協議終了後、年内に国会に提出する」と述べた。

### 4 ニュージーランド

京都議定書締結を目指し、関連法案を5月28日国会に提出。その後、議会が解散されたが、7月27日の選挙により引き続き労働党が政権党となったため、今後締結手続が進む見込み。

### 5 オーストラリア

9月4日、ケンプ環境遺産大臣はWSSDスピーチにおいて「京都議定書の目標を達成するための取組を続ける」旨述べた。

9月4日、ハワード首相は、ラジオで「京都議定書の目標は達成するが、京都議定書は我々の国益に反し、締結しない。これはアメリカのせいではない。数ヶ月後、オーストラリアの国益にかなうと思うようになれば、アメリカがどうだろうと締結する」旨述べた。

## 非附属書 国

### 1 中国

8月30日、京都議定書を締結済み。

9月3日、朱鎔基首相は、WSSDスピーチにおいて「京都議定書承認の国内手続を終えた」と述べた。

### 2 インド

8月26日、京都議定書を締結済み。

### 3 ブラジル

8月23日、京都議定書を締結済み。

### 4 韓国

7月2日、内閣で京都議定書の締結を承認し、関連法案を国会へ提出した。現在国会で審議中。

### 5 南アフリカ

7月31日、京都議定書を締結済み。

## 京都議定書の署名国と締結国

2002年9月17日現在

国名	署名日	締結日	排出割合
アイスランド		2002/5/23	0.0%
アイルランド*	1998/4/29	2002/5/31	0.2%
アゼルバイジャン		2000/9/28	
アメリカ*	1998/11/12		
アルゼンチン	1998/3/16	2001/9/28	
アンティグア・バーブータ	1999/3/16	1999/11/3	
イギリス及び北アイルランド*	1998/4/19	2002/5/31	4.3%
イスラエル	1998/12/16		
イタリア*	1998/4/29	2002/5/31	3.1%
インド		2002/8/26	
インドネシア	1999/7/13		
ウガンダ		2002/3/25	
ウクライナ*	1999/3/15		
ウズベキスタン	1998/11/20	1999/10/12	
ウルグアイ	1998/7/29	2001/2/5	
エクアドル	1997/1/15	2000/1/13	
エジプト	1999/3/15		
エストニア*	1998/12/3		
エルサルバドル	1998/6/8	1998/11/30	
オーストラリア*	1998/4/29		
オーストリア*	1998/4/29	2002/5/31	0.4%
オランダ*	1998/4/29	2002/5/31	1.2%
カザフスタン	1999/3/12		
カナダ*	1998/4/29		
カメルーン		2002/8/28	
ガンビア		2001/6/1	
カンボジア		2002/8/22	
韓国	1998/9/25		
ギニア		2000/9/7	
キプロス		1999/7/16	
キューバ	1999/3/15	2002/4/30	
ギリシア*	1998/4/29	2002/5/31	0.6%
キリバツ		2000/9/7	
グアテマラ	1998/7/10	1999/10/5	
クック諸島	1998/9/16	2001/8/27	
グルジア		1999/6/16	
グレナダ		2002/8/6	
クロアチア*	1999/3/11		
コスタリカ	1998/4/17	2002/8/9	
コロンビア		2001/11/30	
サモア	1998/3/16	2000/11/27	
ザンビア	1998/8/5		
ジブチ		2002/3/12	
ジャマイカ		1999/6/28	
スイス*	1998/3/16		
スウェーデン*	1998/4/29	2002/5/31	0.4%
スペイン*	1998/4/29	2002/5/31	1.9%
スリランカ		2002/9/3	
スロバキア*	1999/2/26	2002/5/31	0.4%
スロベニア*	1998/10/21	2002/8/2	
セイシェル	1998/3/20	2002/7/22	
赤道ギニア		2000/8/16	
セネガル		2001/7/20	
セントビンセント及びグレナディーン	1998/3/19		
セントルシア	1998/3/16		
ソロモン諸島	1998/9/29		
タイ	1999/2/2	2002/8/28	
タンザニア		2002/8/26	
チェコ*	1998/11/23	2001/11/15	1.2%
中国		2002/8/30	
チリ	1998/6/17	2002/8/26	
ツバル	1998/11/16	1998/11/16	

注) \*は気候変動枠組条約の附属書 国

## 京都議定書の署名国と締結国

2002年9月17日現在

国名	署名日	締結日	排出割合
デンマーク*	1998/4/29	2002/5/31	0.4%
ドイツ*	1998/4/29	2002/5/31	7.4%
ドミニカ		2002/2/12	
トリニダード・ドバコ	1999/1/7	1999/1/28	
トルクメニスタン	1999/9/28	1999/1/11	
ナウル		2001/8/16	
ニウエ	1998/12/8	1999/5/6	
ニカラグア	1998/7/7	1999/11/18	
ニジェール	1998/10/23		
日本*	1998/4/28	2002/6/4	8.5%
ニュージーランド*	1998/5/22		
ノルウェー*	1998/4/29	2002/5/30	0.3%
パナマ	1998/6/8	1999/3/5	
パヌアツ		2001/7/17	
パハマ		1999/9/4	
パプアニューギニア	1999/3/12	2002/3/28	
パラオ		1999/12/10	
パラグアイ	1998/8/25	1999/8/27	
バルバドス		2000/8/7	
ハンガリー		2002/8/21	0.5%
バングラデッシュ		2001/10/22	
フィジー	1998/9/17	1998/9/17	
フィリピン	1998/4/15		
フィンランド*	1997/4/29	2002/5/31	0.4%
ブータン		2002/8/26	
ブラジル	1998/4/29	2002/8/23	
フランス*	1998/4/29	2002/5/31	2.7%
ブルガリア*	1998/9/18	2002/8/15	0.6%
ブルンジ		2001/10/18	
ベトナム	1998/12/3		
ベニン		2002/2/25	
ペルー	1998/11/13	2002/9/12	
ベルギー*	1998/4/29	2002/5/31	0.8%
ポーランド*	1998/7/15		
ポリネシア	1998/9/7	1999/11/30	
ポルトガル*	1998/4/29	2002/5/31	0.3%
ホンジュラス	1999/2/25	2000/7/19	
マーシャル諸島	1998/3/17		
マラウイ		2001/10/26	
マリ	1999/1/27	2002/3/28	
マルタ	1998/4/17	2001/11/11	
マレーシア	1999/3/12	2002/9/4	
ミクロネシア	1998/3/17	1999/6/21	
南アフリカ		2002/7/31	
メキシコ	1998/6/9	2000/9/7	
モーリシャス		2001/5/9	
モナコ*	1998/4/29		
モルディブ	1998/3/16	1998/12/30	
モロッコ		2002/1/25	
モンゴル		1999/12/15	
ラトビア*	1998/12/14	2002/7/5	0.2%
リトアニア*	1998/9/21		
リヒテンシュタイン*	1998/6/29		
ルーマニア*	1999/1/5	2001/3/19	1.2%
ルクセンブルグ*	1998/4/29	2002/5/31	0.1%
レソト		2000/9/6	
(EU*)	1998/4/29	2002/5/31	
合計	84	94	37.1%

注) \*は気候変動枠組条約の附属書 国

## 持続可能な開発に関する世界首脳会議実施計画 気候変動関係パラグラフ（日本語仮訳）

36．地球の気候変動とその悪影響は人類の共通の関心事である。我々は、すべての国、低開発途上国および小島嶼開発途上国を含む特に開発途上国が、気候変動による悪影響のますます大きなリスクに直面していることを依然として深く懸念し、また、この脈絡において貧困、土壌劣化、水と食糧へのアクセス、人の保健の諸問題は地球規模の関心の中心にあることを認識する。国連気候変動枠組条約は、地球規模の関心事である気候変動に取り組むための重要な手段であり、また、我々は、食糧生産が脅かされず、経済開発が持続可能な形で進むことが可能となることを確保するために、我々の共通だが差異のある責任と個別の能力に従って、生態系が気候変動に自然に適応しうるために十分な時間的枠組みの中で、大気中の温室効果ガス濃度を気候システムに対して危険な人為的干渉を防ぐレベルに安定化させるという条約の究極的目的を達成する決意を再確認する。国連ミレニアム宣言においてできるだけ国連環境開発会議の十周年に当たる2002年までに国連気候変動枠組条約京都議定書の発効を確保するために全力を尽くし、また、温室効果ガス排出量の必要な削減に取り組むことを各国政府首脳が決意したことを想起して、京都議定書を締結した諸国は、まだ締結していない諸国に対して京都議定書をタイムリーに締結するよう強く求める。すべてのレベルで以下の行動が必要である。

- (a) 国連気候変動枠組条約の下でのすべてのコミットメント及び義務を履行すること。
- (b) 国連気候変動枠組条約の目的達成に向けて各国が協力して取り組むこと。
- (c) マラケシュ合意を含むUNFCCCの実施の約束と一致する形で、開発途上国、経済移行諸国へ技術・資金援助、キャパシティー・ビルディングを提供すること。
- (d) 特に開発途上国において、科学的なデータ及び情報の交換のためにIPCCに対する支援を継続すること等により、科学的及び技術的な能力を築き強化すること。



- ( e ) 技術的解決策を開発し移転すること。
- ( f ) 民間部門の関与、市場志向型のアプローチ、並びに協力的な公共政策及び国際協力等を通じ、開発の主要部門、特にエネルギー部門については投資の主要部門、について先進的技術を開発し普及させること。
- ( g ) 観測ステーションの改善、衛星の利用の増加及びすべての国、特に開発途上国の利用のために提供されうる高精度なデータを作り出すためのこれらの観測の適切な統合により、地球の大気、陸域及び海洋の組織的観測を推進すること。
- ( h ) 関係国際機関、特に気候変動枠組条約に協力する国連の専門機関の協力を得て、地球の大気、陸域及び海洋をモニターするため、適切な場合は統合地球観測のための戦略を含む、一国の、地域的及び国際的な戦略の実施を拡大すること。
- ( i ) 南極評議会イニシアティブのような、地方及び先住民コミュニティに対する環境上の、経済的及び社会的影響を含め、気候変動の結果を評価するためのイニシアティブを支援すること。

WORLD SUMMIT ON SUSTAINABLE DEVELOPMENT  
PLAN OF IMPLEMENTATION  
(paragraph 36: climate change)

36. Change in the Earth's climate and its adverse effects are a common concern of humankind. We remain deeply concerned that all countries, particularly developing countries including the least developed countries and small island developing States, face increased risks of negative impacts of climate change and recognize that, in this context, the problems of poverty, land degradation, access to water and food and human health remain at the centre of global attention. The United Nations Framework Convention on Climate Change is the key instrument for addressing climate change, a global concern, and we reaffirm our commitment to achieving its ultimate objective of stabilization of greenhouse gas concentrations in the atmosphere at a level that would prevent dangerous anthropogenic interference with the climate system, within a time frame sufficient to allow ecosystems to adapt naturally to climate change, to ensure that food production is not threatened and to enable economic development to proceed in a sustainable manner, in accordance with our common but differentiated responsibilities and respective capabilities. Recalling the United Nations Millennium Declaration, in which heads of State and Government resolved to make every effort to ensure the entry into force of the Kyoto Protocol to the United Nations Framework Convention on Climate Change, preferably by the tenth anniversary of the United Nations Conference on Environment and Development in 2002, and to embark on the required reduction of emissions of greenhouse gases, States that have ratified the Kyoto Protocol strongly urge States that have not already done so to ratify the Kyoto Protocol in a timely manner. Actions at all levels are required to:

(a) Meet all the commitments and obligations under the UNFCCC;

(b) Work cooperatively towards achieving the objectives of the UNFCCC;

(c) Provide technical and financial assistance and capacity building to developing countries and countries with economies in transition in accordance with commitments under the UNFCCC, including the Marrakech accords;

(d) Building and enhance scientific and technological capabilities, inter alia through continuing support to the IPCC for the exchange of scientific data and information especially in developing countries;

(e) Develop and transfer technological solutions;

(f) Develop and disseminate innovative technologies in respect of key sectors of development, particularly energy, and of investment in this regard, including through private sector involvement, market-oriented approaches, as well as supportive public

policies and international cooperation;

(g) Promote the systematic observation of the Earth's atmosphere, land and oceans by improving monitoring stations, increasing the use of satellites, and appropriate integration of these observations to produce high-quality data that could be disseminated for the use of all countries, in particular developing countries;

(h) Enhance the implementation of national, regional and international strategies to monitor the Earth's atmosphere, land and oceans including, as appropriate, strategies for integrated global observations, inter alia with the cooperation of relevant international organizations, especially the United Nations specialized agencies in cooperation with the UNFCCC;

(i) Support initiative to assess the consequences of climate change, such as the Arctic Council initiative, including the environmental, economic and social impacts on local and indigenous communities.